

# 檜山家畜衛生だより

檜山地区家畜自衛防疫推進協議会  
北海道檜山家畜保健衛生所

第149号  
令和6年7月発行



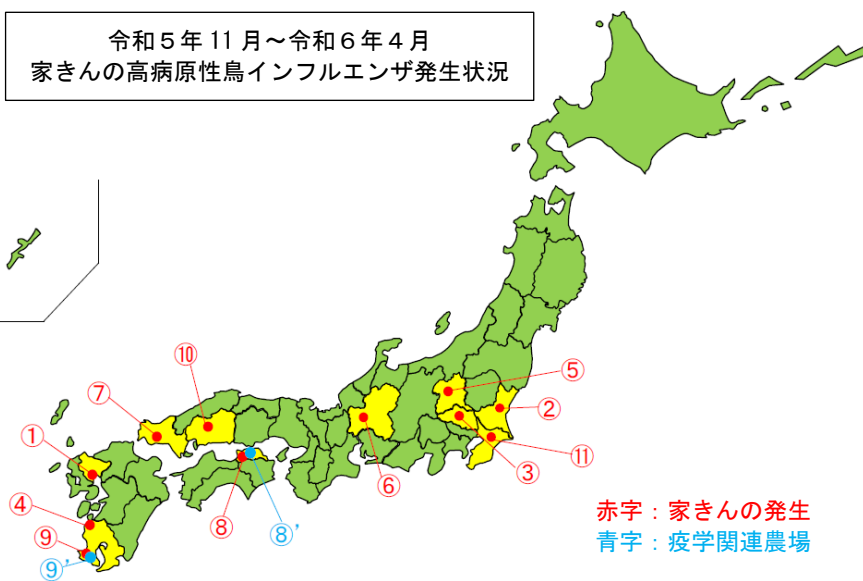
## 令和5年度シーズン 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）発生状況

令和5年度シーズン（令和5年10月～令和6年4月末現在）は、家きんで10県11事例の発生があり、約85.6万羽が殺処分対象となりました。北海道内では家きんの発生はありませんでしたが、野鳥での発生が74例確認されています（5月末現在）。

令和6年秋からの来シーズンも、発生リスクの高い状態が続くことが見込まれます。

養鶏場へのHPAIウイルス侵入防止のため、渡り鳥の飛来時期を迎える前に、飼養衛生管理の再確認や野生動物の侵入口となる破損箇所の修繕等をお願いします。

令和5年11月～令和6年4月  
家きんの高病原性鳥インフルエンザ発生状況



高病原性鳥インフルエンザに関する情報はこちら  
農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



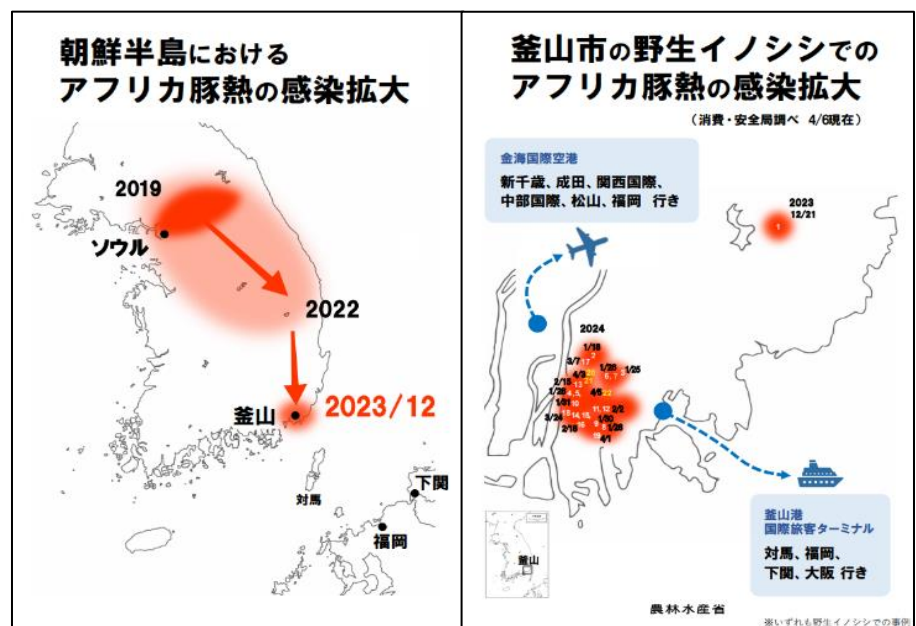
## 豚熱（CSF）について

豚熱（CSF）は、CSF ウイルスの感染により、豚やイノシシに発熱、食欲不振、元気消失、死亡等を引き起こす感染症です。国内では平成 30 年（2018 年）9 月に岐阜県で発生が確認されて以降、これまでに 92 事例（最終発生：令和 6 年（2024 年）5 月 28 日、岩手県）の発生が確認されています。野生いのししの感染拡大を受け、北海道を除く 46 都府県で飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布が行われています。

ワクチン接種地域から豚（愛玩用を含む）や精液を北海道へ導入することは制限されていますのでご注意ください。

## アフリカ豚熱（ASF）について

アフリカ豚熱（ASF）は、ASF ウイルスが豚やイノシシに感染することによる、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病です。ワクチンや治療法はありません。国内での発生はありませんが、近隣のアジア諸国では発生が相次いでいます。令和 5 年（2023 年）12 月には、韓国の釜山広域市で、日本との定期航路のある港や



空港付近で野生いのししの感染が連続して確認されており、日本への本病ウイルスの侵入リスクが高まっています。海外から就業する従業員や実習生、観光客等に対し、手荷物や国際郵便物等による肉製品の持ち込み防止について、注意喚起にご協力をお願いします

道内への CSF および ASF 侵入リスクは依然として極めて高い状況です。侵入防止のため、引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いします。

豚熱・アフリカ豚熱に関する情報はこちら  
農林水産省ホームページ  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>



アフリカ豚熱



豚熱

## 豚熱・アフリカ豚熱の特定症状

豚熱（CSF）は特徴的な症状がなく、気づきにくい疾病です。また、アフリカ豚熱（ASF）とよく似た病状を示すことがあり、CSF と ASF を症状のみで区別することは困難です。

以下の特定症状を発見した場合は、ただちに家畜保健衛生所へ通報してください。

- 1 耳翼、下腹部、四肢等に**紫斑**がある
- 2 同一畜房内（又は畜舎）において、次の（１）～（７）の**いずれかの症状**を示す豚が、概ね 1 週間程度の期間に増加している
  - （１）発熱（40℃以上）、元気消失、食欲減退
  - （２）便秘、下痢
  - （３）結膜炎（目やに）
  - （４）歩行困難、後躯麻痺、けいれん
  - （５）削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
  - （６）流死産等の異常産の発生
  - （７）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 3 同一畜房内（又は畜舎）において、**複数の豚が突然死亡**することが、概ね 1 週間程度の期間に増加している
- 4 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少（1 万個未満/ $\mu$ l）又は好中球の核の左方移動が確認される



耳翼の紫斑



死亡数の増加



パイルアップ



結膜炎

## 食品循環資源（エコフィード）を利用するときは

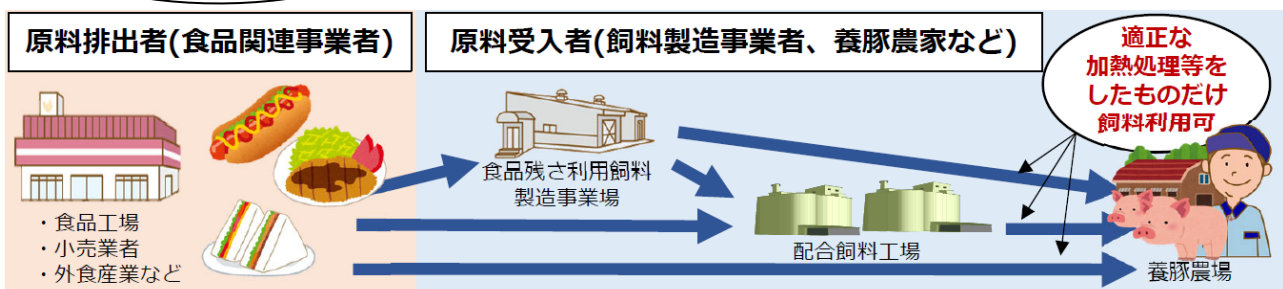
食品関連事業者などから排出される、肉を含む可能性のある食品残渣や肉と接触した可能性のある食品残渣を飼料として豚に給与する場合は、

**撈拌しながら 90℃ 以上 60 分以上**

**（または同等以上の加熱処理）**

が必要です。

同等以上の加熱処理の例  
 ・95℃以上 19 分以上  
 ・100℃以上 6 分以上



# 口蹄疫（FMD）について

口蹄疫は、偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）や野生動物（鹿等）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。

現在、国内での発生はありませんが、近隣諸国では継続的に発生が続いており、人の移動が活発になっていることから、国内への侵入のリスクは依然として高い状況です。口蹄疫侵入防止のため、飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視強化、万一、口蹄疫を疑う異状がみられた場合の早期通報をお願いします。

## 口蹄疫の特定症状



泡沫状の流涎



口腔粘膜の水疱



破れた水疱（舌）



鼻平面の潰瘍



蹄の剥離



乳頭の水疱

- 1 39.0℃以上の発熱、泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下または泌乳の停止があり、かつ、口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭または乳房に、水疱、びらん、潰瘍または瘢痕がある。
- 2 同一の畜房内（同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等がある。
- 3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜が当日および前日の2日間に死亡する。

**感染力が強いので、群全体に異常が広がります。**

## 市場上場牛のヨーネ病自主検査について

肉牛市場上場予定雌牛のヨーネ病検査について、各月の受付締切日は右表のとおりです。市場の開催月日等を考慮し、計画的に受検してください。検査申請する際は、以下の点にご注意ください。

- ★ 採血時に、生後6か月齢以上であることを確認してください。
- ★ 牛の個体識別番号、採材月日、採材獣医師名が確認できる書類を必ず添付してください。
- ★ 病性検定診断申請書に必要な分の北海道収入証紙を貼付し、提出してください。
- ★ 検査手数料は1頭あたり **4,400 円**です。

### ヨーネ病自主検査の受付締切日

|      |           |
|------|-----------|
| 令和6年 | 7月25日（木）  |
|      | 8月29日（木）  |
|      | 9月26日（木）  |
|      | 10月31日（木） |
|      | 11月28日（木） |
|      | 12月19日（木） |
| 令和7年 | 1月30日（木）  |
|      | 2月27日（木）  |
|      | ※3月27日（木） |

※令和7年3月に実施する検査については、基本的に通常の病性鑑定での取扱となります。あらかじめご承知願います。

## 病性検定を依頼するときは・・・

### 1 病性検定の依頼

次の項目を記載し、家保へFAXしてください。

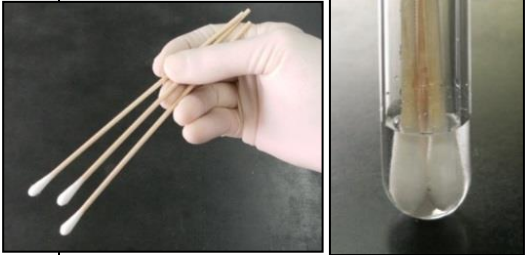
- 農場名
- 家畜の飼養状況
- 検査する家畜の個体情報
  - 牛：血統登録証を添付  
または個体識別番号、生年月日、品種、性別、名号を記載
  - 馬：血統登録証を添付  
無登録の馬は、生年月日、品種、性別、毛色、旋毛等の特徴を記載
- 臨床症状と経過、ワクチン接種歴
- 希望する検査
- 検査材料の採取日
- 採材獣医師名



## 2 病性検定材料

検査材料は採取後、冷蔵で速やかに送付してください。必要な検査材料が分からない場合は、事前にご相談ください。

### 1 検査材料一覧（目的別）

|            | 搬入材料             | 採材道具                           | 採材量及び頭数                                                                                                                                    | 採材方法・注意点                                                                                                                                                              |
|------------|------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 呼吸器<br>病原因 | 鼻汁<br>血清<br>全血   | 綿棒<br>採血管(プレイン)<br>採血管(EDTA)   | ○綿棒は1頭につき3本<br>（ウイルス、細菌、マイコプラズマ用）<br><br>○集団発生の場合は、複数頭必要 | ○鼻鏡・鼻腔前庭部をアルコール綿花で拭き、なるべく鼻腔の奥から採材（左右）<br>○綿棒の乾燥は不可（綿棒の綿球が浸る程度に滅菌生理食塩水またはPBSを入れる）<br>○採材時期は、治療前の発症初期が望ましい<br>○EDTA 血は、凝固しないように、抗凝固剤をよく転倒混和する<br>○抗体検査用の後血清は、約3週間後に採材する |
| 下痢<br>原因   | 糞便<br>血清<br>全血   | 直検手袋<br>採血管(プレイン)<br>採血管(EDTA) | ○ピンポン玉大以上<br><br>○集団発生の場合は、複数頭必要                       | ○採材時期は、治療前の発症初期が望ましい<br>○抗体検査用の後血清は、約3週間後に採材する                                                                                                                        |
| 流産<br>原因   | 胎子<br>胎盤<br>母畜血清 | 忘れずに！                          | ○胎子は必須<br>○集団発生の場合は、複数頭必要                                                                                                                  |                                                                                                                                                                       |

### 2 検査材料一覧（疾病別）

| 検査       | 項目            | 検査材料          |
|----------|---------------|---------------|
| ヨーネ病     | 抗体検査(6ヶ月齢未満×) | 血清            |
|          | 遺伝子検査         | 糞便            |
| 牛伝染性リンパ腫 | 抗体検査(6ヶ月齢未満×) | 血清            |
|          | 白血球数          | 全血            |
|          | 白血球百分比        | 血液塗抹(メタノール固定) |
|          | 遺伝子検査         | 全血            |
| 牛ウイルス性下痢 | 遺伝子検査(6ヶ月齢未満) | 全血と血清         |
|          | 遺伝子検査(6ヶ月齢以上) | 血清            |
|          | 抗体検査          | ペア血清          |
| 馬パラチフス   | 抗体検査          | 血清            |

### 3 病性検定手数料

令和6年4月1日より、病性検定手数料が変更になりました。申請される場合には、ご注意願います。

| 項目                      | 旧      | 新      |
|-------------------------|--------|--------|
| 病性検定手数料（病理解剖検査）         | 4,580  | 5,950  |
| 病性検定手数料（鏡検）             | 770    | 780    |
| 病性検定手数料（一般培養）           | 1,120  | 1,330  |
| 病性検定手数料（特殊培養）           | 3,380  | 3,400  |
| 病性検定手数料（一般血清反応検査）       | 780    | 820    |
| 病性検定手数料（特殊血清反応検査）       | 3,070  | 3,220  |
| 病性検定手数料（病理組織学的検査）       | 2,520  | 2,950  |
| 病性検定手数料（一般理化学的検査）       | 1,300  | 1,400  |
| 病性検定手数料（特殊理化学的検査）       | 3,160  | 3,160  |
| 病性検定手数料（特殊遺伝子学的検査）      | 5,950  | 6,680  |
| 病性検定手数料（解剖を含む総合病性検定）    | 8,520  | 10,980 |
| 病性検定手数料（解剖を含まない総合病性検定）  | 7,430  | 7,670  |
| 病性検定手数料（特殊血清・遺伝子学的検査）   | 4,010  | 4,400  |
| 病性検定手数料（特殊遺伝子・遺伝子学的検査）※ |        | 7,340  |
| 病性鑑定手数料（証明書）            | 500    | 500    |
| 病性鑑定手数料（特別診断：100km未満）   | 5,670  | 5,790  |
| 病性鑑定手数料（特別診断：100km以上）   | 11,340 | 11,590 |
| 病性鑑定手数料（焼却）             | 24,550 | 29,460 |
| 器具機械使用料                 | 860    | 1,040  |
| 保冷保管庫使用料                | 600    | 1,780  |

※新設：ヨーネ病検査において、スクリーニング検査にリアルタイムPCRを使用するもの



## 抗菌性物質や注射針の残留事故防止



抗菌性物質の残留事故は食品の安全性をおびやかすだけでなく、畜産物に対する消費者の不安をまねき、生産者に大きな損害をもたらします。令和6年度（令和6年7月時点）は、檜山管内で1件、生乳への抗菌性物質の残留事故が発生しています。また道外では、令和5年11月に市販の牛乳等から抗菌性物質が検出されたことによる製品の回収事案が発生しています。

抗菌性物質の使用中は、特に以下の点に留意し残留事故を防止しましょう。

### 抗菌性物質を使うときは・・・

- 2つ以上の目立つマーキング（スプレー、バンド、掲示など）
- 投薬中の牛について、必ず作業員全員で情報を共有する
- 投薬から出荷再開までの記録をつけ、作業前に必ず確認する
- 治療中の牛は、専用の牛房や一定の場所にまとめて隔離する
- 休薬期間の終了後に残留確認検査を受ける

令和5年度、道内生産牛の市販肉で注射針の残留事故が発生しました。道外のと畜場とで畜され、一般家庭の調理段階で発見されました。本事案では幸いにも人への危害は無かったものの、畜産物の安全安心を脅かし、風評被害につながりかねません。

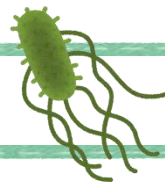
### 注射針を使うときは・・・

- 家畜を確実に保定する
- 曲がった針は使わない
- もし注射針が破損したら速やかに家畜の体から取り除く
- 家畜の体内に破損した注射針が残ってしまった（可能性がある）ときは
  - ⇒ ・残留部位に標識をする
  - ・残留の記録を残す
  - ・出荷時に残留の情報を必ず申告する





## 牛のサルモネラ症に注意！



サルモネラ症は、主に *Salmonella enterica* subsp. *enterica* を原因とした細菌の感染症です。症状は、発熱、下痢（腸炎）、敗血症、肺炎や関節炎、流産などです。毎年8～10月にかけて発生が多くみられますが、近年は年間を通して発生しています。

サルモネラは農場に侵入すると、清浄化までに長時間を要する場合があります、農場の経済的負担、精神的負担が大きくなります。

以下のポイントを再確認し、サルモネラ症を未然に防ぎましょう。



- 衛生管理区域に出入りする車両の消毒
  - 手指や長靴の洗浄・消毒、長靴の履き替え、ブーツカバーの着用
  - 野生動物から病原体の侵入防止（ネット、金網、消石灰等）
  - 定期的な畜舎および器具の清掃、消毒
- （餌槽、ウォーターカップや水槽は重点的に！）
- 家畜を導入した場合、3週間の隔離観察



サルモネラは、発症あるいは保菌している家畜の糞便中に排出され、農場内に急速に広がります。早期の清浄化には、異状家畜の早期発見・早期治療が重要です。以下の症状を示す家畜がみられる場合はすぐに獣医師に連絡してください。

- 40℃前後の発熱
- 軟便、下痢、血便
- 元気消失、食欲不振、泌乳量減少
- 肺炎、流産（特にサルモネラ・ダブリンでは下痢がみられない場合があります）

## 飼養衛生管理支援システム

農林水産省が開発を進めている飼養衛生管理支援システムは、畜産生産現場の飼養衛生管理の向上により疾病の発生予防等を図ることを目的とし、飼養衛生管理に係る各種情報等を一元管理するデータベースシステムです。

令和7年2月の定期報告から、電子申請が可能になります。

**令和7年2月からの定期報告等の手続き※  
について、電子申請が可能となります。**

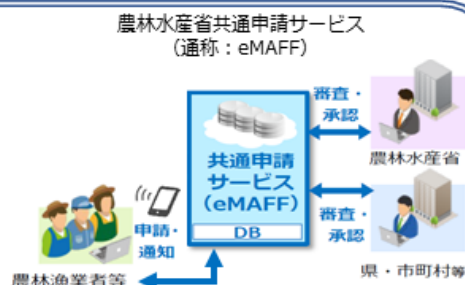
※ 令和6年度から電子申請が可能となる手続き

- ・ 令和7年2月～ **定期の報告**（全家畜の所有者）のほか
- ・ 令和6年10月～ **家きんの自己点検**（家きんの所有者）
- ・ 令和7年5月～ **豚等の自己点検**（豚等の所有者）

- ・ 電子申請は必須ではありません。
- ・ 従前の形態での報告方法は継続されます。
- ・ 電子申請システムの具体的な内容については、  
令和6年5月～9月に農林水産省が生産者向けの  
説明会（web配信有り）を行います。

“電子申請を行う場合は”、  
**eMAFF IDの取得が必要**  
となります。

【eMAFF ID取得の流れは  
は右のQRコードへ】



eMAFFに関するお問合せ先 → <https://e.maff.go.jp/Inquiry>

システムに関するお問合せ先 → 令和6年4月以降、農林水産省に  
専用のコールセンターが設置されます。

## 全道および檜山管内の監視伝染病発生状況

令和5年次および令和6年1～5月の全道・檜山管内における監視伝染病の発生状況をお知らせします。

令和6年も道内ではヨーネ病の発生が継続的に確認されています。

|       | 畜種  | 疾病名          | R5.1.1～12.31 |        |      |        | R6.1.1～5.31 |        |      |        |
|-------|-----|--------------|--------------|--------|------|--------|-------------|--------|------|--------|
|       |     |              | 全道           |        | 檜山管内 |        | 全道          |        | 檜山管内 |        |
|       |     |              | 発生戸数         | 発生頭羽群数 | 発生戸数 | 発生頭羽群数 | 発生戸数        | 発生頭羽群数 | 発生戸数 | 発生頭羽群数 |
| 法定伝染病 | 牛   | ヨーネ病         | 210          | 945    | 0    | 0      | 145         | 462    | 0    | 0      |
|       | めん羊 | ヨーネ病         | 2            | 9      | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       | 山羊  | ヨーネ病         | 2            | 20     | 0    | 0      | 1           | 1      | 0    | 0      |
|       | めん羊 | 伝達性海綿状脳症     | 0            | 0      | 0    | 0      | 1           | 1      | 0    | 0      |
|       | 鶏   | 高病原性鳥インフルエンザ | 3            | 6      | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |

|       | 畜種 | 疾病名      | R5.1.1～12.31 |        |      |        | R6.1.1～5.31 |        |      |        |
|-------|----|----------|--------------|--------|------|--------|-------------|--------|------|--------|
|       |    |          | 全道           |        | 檜山管内 |        | 全道          |        | 檜山管内 |        |
|       |    |          | 発生戸数         | 発生頭羽群数 | 発生戸数 | 発生頭羽群数 | 発生戸数        | 発生頭羽群数 | 発生戸数 | 発生頭羽群数 |
| 届出伝染病 | 牛  | アカバネ病    | 6            | 14     | 1    | 1      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       |    | 牛ウイルス性下痢 | 23           | 60     | 0    | 0      | 12          | 17     | 0    | 0      |
|       |    | 牛伝染性鼻気管炎 | 3            | 5      | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       |    | 牛伝染性リンパ腫 | 277          | 774    | 10   | 11     | 117         | 295    | 8    | 8      |
|       |    | 牛丘疹性口内炎  | 1            | 1      | 0    | 0      | 1           | 1      | 0    | 0      |
|       |    | 破傷風      | 2            | 2      | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       |    | 気腫疽      | 1            | 1      | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       |    | サルモネラ症   | 168          | 560    | 0    | 0      | 20          | 74     | 0    | 0      |
|       |    | ネオスポラ症   | 2            | 2      | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       | 馬  | 馬鼻肺炎     | 10           | 10     | 0    | 0      | 13          | 22     | 0    | 0      |
|       | 豚  | 豚丹毒      | 4            | 22     | 0    | 0      | 3           | 6      | 0    | 0      |
|       | 鶏  | 鶏伝染性気管支炎 | 3            | 14     | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       | 山羊 | 山羊関節炎・脳炎 | 2            | 5      | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       | 蜜蜂 | バロア病     | 18           | 439    | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |
|       |    | チョーク病    | 21           | 130    | 0    | 0      | 0           | 0      | 0    | 0      |

道内の監視伝染病発生状況に関する情報はこちら



北海道農政部畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/densenseisippe.html>

## 日射病・熱射病の発生予防について

日本気象協会の6月25日付けの発表によると、北海道地方の7月から9月にかけての気温は平年を上回ると見込まれています。また、檜山管内では令和5年度の7月から8月にかけて3件（乳用牛1件うち廃用1件、豚2件）の日射病が発生しました。暑熱対策を万全にし、暑熱ストレスから家畜を守りましょう。

### 暑さ対策チェックポイント

- 1 家畜の体感気温を下げる！
  - ・窓、戸の開放、扇風機などを使用して畜舎の風通しを良くする。
  - ・風は家畜の首や胸に当たるようにすると効果が大きい。
  - ・密飼いを避ける。
- 2 日光に注意！
  - ・すだれなどをかけて太陽光線を防ぎ、畜舎の温度上昇を防ぐ。
  - ・炎天下の放牧をさけ、夜間や早朝に放牧する。
  - ・放牧場所には必ず林などの日陰と、十分な水飲み場を設ける。
- 3 飼料給与を工夫する！
  - ・涼しい時間帯を中心に飼料を給与する。
  - ・必要に応じミネラル類を普段より多く給与する。
  - ・いつでも新鮮な水が飲めるようにしておく。



## 着任のご挨拶



### ＜次長 室田 英晴（むろた ひではる）＞

4月1日付けで異動してきました室田英晴と申します。

檜山管内での勤務は初めてですが、道南地方での勤務は渡島家保(R2)、後志家保(R3-R5)に続いて3回目です。

さらに、学生時代に遡ると、旧瀬棚町での酪農実習や旧北檜山町での農業共済組合さんの実習等でお世話になっており、檜山管内には縁があると思っています。

江差町は歴史的な建造物があつたり、大神宮祭があつたりと特徴のある町で、赴任期間は江差の魅力を堪能したいと思っています。

微力ですが、檜山地方の畜産の発展に貢献できるよう精一杯やっていきたいと思っていますので、ご指導・ご鞭撻をよろしくお願い致します。



### ＜獣医師 佐々木 碧子（ささき りこ）＞

今年度新採用となりました、佐々木碧子です。

出身は香川県で、酪農学園大学への進学を期に北海道へ引っ越しました。大学を卒業して檜山に配属になり、衛生所から見える海の景色に感動しております。

まだ不慣れな点やわからないことが多く先輩の力を借りてばかりの毎日ですが、少しでも早く檜山の家畜衛生の推進に貢献できるよう、日々勉強の気持ちを忘れず努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 異動（転出）のご案内

次 長 北本 浩明  
⇒ 後志家畜保健衛生所

獣医師 五井 勇人  
⇒ 退職

お世話になりました

## 令和6年度 所内体制

|          |   |        |
|----------|---|--------|
| 所        | 長 | 小岸 憲正  |
| 次        | 長 | 室田 英晴  |
| 主査（危機管理） |   | 稲垣 華絵  |
| 専 門 員    |   | 澤野 貴之  |
| 獣 医 師    |   | 佐々木 碧子 |

今年度も  
よろしくお願いいたします。



## 北海道檜山家畜保健衛生所

〒043-0023 檜山郡江差町字田沢町281-1

電話：0139-52-0707

FAX：0139-52-4226

Mail：[hiyama.hi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hiyama.hi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp)

夜間・休日：北海道檜山家畜保健衛生所公用スマートフォン番号

①（外線）011-585-6102→アナウンス→内線番号 20064

②（外線）011-585-6101→アナウンス→内線番号 10446

ホームページ

<http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html>